

令和8年2月農業委員会総会議事録

令和8年2月25日午後3時00分、令和8年2月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 23名

1番	平井 秀樹	委員	3番	佐藤 修司	委員	4番	前田 優考	委員
5番	福士 章逸	委員	6番	金田 公隆	委員	7番	工藤 堅	委員
8番	對馬 雅之	委員	9番	藤田 善明	委員	10番	小林 政貴	委員
11番	木村 芳文	委員	12番	町田 高司	委員	13番	戸澤 幸彦	委員
14番	石岡 人志	委員	15番	田村眞裕美	委員	16番	岩谷 裕子	委員
17番	成田 毅	委員	18番	小田切 葵	委員	19番	堯森 弘義	委員
20番	高橋 貴志	委員	21番	小田桐武志	委員	23番	嶋口 千速	委員
25番	小嶋 勇成	委員	26番	川村 陽彦	委員			

欠席委員 2名

22番	種澤 達也	委員	24番	石岡千鶴子	委員
-----	-------	----	-----	-------	----

出席事務局 9名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	相馬 隆範
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹兼総務係長	石岡なおこ
事務局主幹兼農地調整係長	曾根奈美子	事務局主幹兼農地利用促進係長	三上 大輔
事務局総務係主幹	石田 剛	事務局岩木分室主幹	浅利 敏江
事務局相馬分室主幹	野呂 貴宏		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第9号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第10号	農地転用許可に係る意見について
議案第11号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第12号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第13号	農業委員会の委員の辞任に関する同意について
報告第5号	農地法第3条の許可取消について
報告第6号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第7号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第8号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第9号	非農地の判断について
報告第10号	地域計画の変更に係る意見について

事務局次長 会議を始める前に皆様をお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。ながらく お待たせいたしました。ただいまから令和8年2月農業委員会総会を開会いたします。なお、本日、人事案件を追加で提案させていただきます。議案第13号として机の上に置かせていただきましたのでご確認ください。それでは、開会に先立ちまして、前田優考会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長 【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長 本日は、竹内龍雄推進委員に来ていただいております。皆さまよろしくお祈りいたします。それでは、お手元の総会議案の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、前田会長、よろしくお祈りいたします。

議 長 議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお祈りいたします。欠席の通告があります。議席番号22番種澤達也委員、24番石岡千鶴子委員の2名であります。ただいまの出席者数は23名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。19番兜森弘義委員、20番高橋貴志委員、21番小田桐武志委員、以上3委員を指名いたします。

また、書記には、事務局職員の石田剛主幹を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の4、議事に入ります。

議案第9号を議題といたします。議案第9号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 1ページをお開き願います。議案第9号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田4件13,143㎡、畑11件65,559㎡、合計15件78,702㎡であります。また、使用収益権関係では、田9件58,936.77㎡、畑13件105,488㎡、合計22件164,424.77㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長 事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長 本日の、総会に提案されている議案について、去る2月12日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、小田桐 武志副委員長、石岡千鶴子委員、小嶋勇成委員、それに私、兜森であります。まず、3条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。3ページをお開きください。所有権関係、受付番号166番について申し上げます。譲受人は、会社に勤めるかたわら40年間両親とともに野菜を栽培してきました。申請地ではすでに自家消費用の野菜を栽培しており、定年後には規模を広げたいと思い、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様に、自家消費用トマトやナスを栽培することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。11ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号171番及び172番について申し上げます。それぞれの借受人は、小沢地区のトレーニングファームで2年間りんご栽培の研修を受けました。今回研修を修了する見込みとなったため、本申

調査委員長	<p>請に至ったと申し述べておりました。今後は引き続き研修先の指導を受けながら、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。12 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 175 番について申し上げます。借受人は実家の農業を、妻とともに手伝ってきました。2 年前に退職し、申請地で本格的に農業に従事しておりましたが、家族が農業を続けられなくなったことから、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様に、妻と一緒にりんごと水稲を栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。</p>
議 長	<p>現地調査をした委員から補足説明ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
石岡人志委員	<p><議事参与の制限に該当する旨の申出あり></p> <p>(石岡人志委員退席)</p>
議 長	<p>「議事参与の制限」の規定に該当する旨の申出がありますので、先に 11 ページ、使用収益権関係、受付番号 171 番及び 172 番について御審議願います。御質問等ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
議 長	<p>使用収益権関係、受付番号 171 番及び 172 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第 9 号のうち、使用収益権関係、受付番号 171 番及び 172 番については、許可することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。</p> <p>(石岡人志委員着席)</p>
議 長	<p>それでは、使用収益権関係、受付番号 171 番及び 172 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
議 長	<p>使用収益権関係、受付番号 171 番及び 172 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して、御異議等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第 9 号のうち、使用収益権関係、受付番号 171 番及び 172 番を除く申請については、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 10 号を議題といたします。議案第 10 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。</p>
事務局次長	<p>19 ページをお開き願います。議案第 10 号は、「農地転用許可に係る意見について」</p>

事務局次長 であります。提案理由は、農地法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑1件233㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長 事前調査会の報告をお願いします。

小田桐調査副委員長 はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。21ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号11番は、農家住宅1棟で、農地区分が第3種農地で原則許可相当の農地区分であります。また、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議長 現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(なし)

議長 それでは、議案第10号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議長 議案第10号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、議案第10号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。次に、議案第11号を議題といたします。議案第11号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 23ページをお開き願います。議案第11号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が畑2件255㎡であります。また、使用収益権関係では、畑1件247㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長 事前調査会の報告をお願いします。

小田桐調査副委員長 はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。25ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号13番は、普通住宅1棟で、農地区分が第3種農地で原則許可相当の農地区分であります。所有権関係、受付番号14番は、駐車場で、農地区分が第1種農地、第2種農地、第3種農地

小田桐調査副委員長 のいずれの要件にも該当しない、その他の第2種農地であります。代替地検討をした結果、申請地の他に、転用目的を達成することが可能な土地がないことから、転用許可基準を満たすものであります。使用収益権関係、受付番号8番は、農地区分が第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる、集落に接続して設置する住宅であることから、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議 長 現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議 長 それでは、議案第11号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 議案第11号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、議案第11号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。次に、議案第12号を議題といたします。議案第12号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 27ページをお開き願います。議案第12号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田22件63,592㎡、畑19件90,759.16㎡、合計41件154,351.16㎡であります。また、使用収益権関係が、田1件5,617㎡、畑4件19,904㎡、合計5件25,521㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長 事前調査会の報告をお願いします。

小田桐調査副委員長 29ページをお開きください。所有権関係、受付番号155番から44ページ受付番号195番及び45ページ使用収益権関係、受付番号62番から46ページ受付番号64番については、農地売買等事業及び、農地中間管理事業の実施に関して、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、一括して権利設定を行うものであります。また、47ページ使用収益権関係、受付番号65番及び48ページ受付番号66番については、所有者死亡の農地で相続人が不明または放棄しているため、所有者不明農地制度を活用し、県知事の裁定によって中間管理権を取得した農地中間管理機構から借受を希望した農業者へ農用地利用集積等促進計画を定めて権利設定を行うものであります。41ページをお開きください。所有権関係、受付番号189番から195番及び46ページ使用収益権関係、受付番号64番及び48ページ受付番号66番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしております。内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項関係各号の要件を満たしており、同計画の作成

小田桐調査副委員長 を要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。

戸澤幸彦委員 <議事参与の制限に該当する旨の申出あり>
(戸澤幸彦委員退席)

議 長 「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 42 ページ、所有権関係、受付番号 191 番から 44 ページ、受付番号 195 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
(な し)

議 長 議案第 12 号のうち、使用収益権関係、受付番号 191 番から 195 番については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、議案第 12 号のうち、所有権関係、受付番号 191 番から 195 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。
(戸澤幸彦委員着席)

石岡人志委員 <議事参与の制限に該当する旨の申出あり>
(石岡人志委員退席)

議 長 「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 48 ページ、使用収益権関係、受付番号 66 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
(な し)

議 長 議案第 12 号のうち、使用収益権関係、受付番号 66 番については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、議案第 12 号のうち、使用収益権関係、受付番号 66 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。
(石岡人志委員着席)

議 長 それでは、議案第 12 号のうち、所有権関係、受付番号 191 番から 195 番及び使用収益権関係、受付番号 66 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。
(な し)

議 長 議案第 12 号のうち、所有権関係、受付番号 191 番から 195 番及び使用収益権関係、受付番号 66 番を除く計画案については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、議案第 12 号のうち、所有権関係、受付番号 191 番から 195 番及び使用収益権関係、受付番号 66 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、追加提案となりました議案第 13 号を議題といたします。議案第 13 号は、「農業委員会の委員の辞任に関する同意について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 議案第 13 号は、「農業委員会の委員の辞任に関する同意について」であります。提案理由は、農業委員から、令和 8 年 2 月 12 日付けで辞任願が提出され、弘前市長から諮問があったため、農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき、本会の同意を求めるものであります。農業委員の辞任につきましては、先ほど申しました農業委員会法第 13 条第 1 項において、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる、と規定されており、書面による辞任願が任命権者であります弘前市長に提出され、農業委員会会長に対し同意の可否について諮問がなされたものであります。なお、辞任の理由及び辞任希望日は、記載のとおりであります。以上であります。

議長 それでは、議案第 13 号について、ご審議願います。ご質問等ございませんか。

(なし)

議長 議案第 13 号については、辞任に同意する旨を答申することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、議案第 13 号は、辞任に同意する旨を答申することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第 5 号「農地法第 3 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 49 ページをお開き願います。報告第 5 号は、「農地法第 3 条の許可取消について」であります。農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数は、畑 1 件 267 ㎡であります。なお、取消理由につきましては、51 ページの取消理由欄に記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議長 報告第 5 号について、御質問等ございませんか。

(なし)

議長 次に、報告第 6 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 53 ページをお開き願います。報告第 6 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 3 件 49,628 ㎡、畑 12 件 182,844 ㎡、合計 15 件 232,472 ㎡ あります。なお、届出理由につきましては、55 ページから 58 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

- 議長 報告第6号について、御質問等ございませんか。
- (なし)
- 議長 次に、報告第7号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 59ページをお開き願います。報告第7号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5条関係が畑1件11.14㎡であります。なお、届出理由につきましては、61ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
- 議長 報告第7号について、御質問等ございませんか。
- (なし)
- 議長 次に、報告第8号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 63ページをお開き願います。報告第8号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田26件118,260.77㎡、畑12件74,902㎡、合計38件193,162.77㎡であります。なお、解約理由につきましては、65ページから68ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
- 議長 報告第8号について、御質問等ございませんか。
- (なし)
- 議長 次に、報告第9号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 69ページをお開き願います。報告第9号は、「非農地の判断について」であります。農地法第30条による利用状況調査において、地区を担当する3名の委員が、「農地法の運用について」第4(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断し同通知第4(3)ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田1筆120㎡であります。以上であります。
- 議長 報告第9号について、御質問等ございませんか。
- (なし)
- 議長 次に、報告第10号「地域計画の変更に係る意見について」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 73ページをお開き願います。報告第10号は、「地域計画の変更に係る意見について」であります。農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づき、市より照会のあった地域計画変更案は、当委員会において作成した目標地図素案に沿ったものであることから、内容が妥当であると判断し、意見なしで回答した旨を本会に報告するもの

事務局次長	であります。
議 長	報告第 10 号について、御質問等ございませんか。
	(な し)
議 長	これもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 38 分]